



## 市 営住宅の入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係  
(西木庁舎) ☎ (43) 2295

### ● 募集住宅

| 住宅名                 | 住所                | 規格   | 階数        | 月額家賃                  | 月額駐車料金            |
|---------------------|-------------------|------|-----------|-----------------------|-------------------|
| 菅沢住宅2-17<br>(築42年)  | 角館町菅沢46-2         | 3DK  | 3階建<br>3階 | 15,100円から<br>(所得額による) | 駐車場なし             |
| 菅沢住宅3-34<br>(築41年)  | 角館町菅沢42-61        | 3LK  | 3階建<br>2階 | 15,600円から<br>(所得額による) | 駐車場なし             |
| 菅沢住宅3-35<br>(築41年)  | 角館町菅沢42-61        | 3LK  | 3階建<br>3階 | 15,600円から<br>(所得額による) | 駐車場なし             |
| 菅沢住宅4-51<br>(築41年)  | 角館町菅沢42-61        | 2LK  | 3階建<br>3階 | 15,600円から<br>(所得額による) | 駐車場なし             |
| 菅沢住宅5-66<br>(築40年)  | 角館町菅沢46-1         | 3DK  | 3階建<br>3階 | 16,300円から<br>(所得額による) | 駐車場なし             |
| 菅沢住宅6-77<br>(築40年)  | 角館町菅沢46-1         | 3DK  | 3階建<br>3階 | 16,300円から<br>(所得額による) | 駐車場なし             |
| 公園南団地1-4<br>(築35年)  | 田沢湖生保内字武蔵野105-895 | 2LDK | 3階建<br>1階 | 21,100円から<br>(所得額による) | 駐車場あり             |
| 公園南団地3-2<br>(築35年)  | 田沢湖生保内字武蔵野105-895 | 2LDK | 3階建<br>3階 | 21,100円から<br>(所得額による) | 駐車場あり             |
| 公園南団地3-4<br>(築35年)  | 田沢湖生保内字武蔵野105-895 | 2LDK | 3階建<br>3階 | 21,100円から<br>(所得額による) | 駐車場あり             |
| 松葉住宅 東201<br>(築16年) | 西木町松木内字松葉278-2    | 2LDK | 2階建<br>2階 | 35,000円               | 駐車場あり<br>(駐車料金あり) |

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。

※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(FF式など)または電気ストーブを使用。

※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間  
9月17日(火)～27日(金)
- 入居資格/次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
  - ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)。
  - ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子がいる世帯は25万9000円以下。
  - ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。
  - ④ 市税を滞納していないこと。
  - ⑤ 暴力団員でないこと。
- 添付書類
  - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各1通(学生は除く)
  - ② 入居希望者全員の平成31年度(令和元年度)市県民税課税証明書各1通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
  - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者などは各1通)
  - ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書1通
  - ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本1通(単身であることが確認できるもの)
  - ⑥ その他特別な事由の書類
- 選考方法/応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込人によるくじ引き)を行います。
- 抽選日時/10月7日(月) 14時
- 抽選場所/西木総合開発センター2階 農林研修室(西木庁舎)
- 入居時期/10月16日(水)

## 保健師による健康アドバイスと ラッキー抽選会のお知らせ

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎ (43) 3315

温泉入浴前後にパソコンのアンケートに回答、疲労ストレス測定器によるストレス測定5回分で、入浴無料券が当たる抽選会に参加できます。入浴前後で2枚1組のストレス測定結果票5組(10枚)を集めて抽選会にぜひご参加ください。

抽選会当日は、保健師による健康アドバイスを受けることができます。

● 抽選会の日時・場所  
9月25日(水) 10時～12時・西木温泉  
ふれあいプラザクリオン  
9月25日(水) 14時～16時・角館温泉  
花葉館  
9月26日(木) 11時～12時・アルパーク  
まくさ  
9月26日(木) 14時～16時・市民浴場  
東風の湯



## 農地転用による農業振興地域除外・編入 申請受付について

【問合せ】農業振興課(西木庁舎) ☎ (43) 2206

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途(住居、工場、資材置場、駐車場など)に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

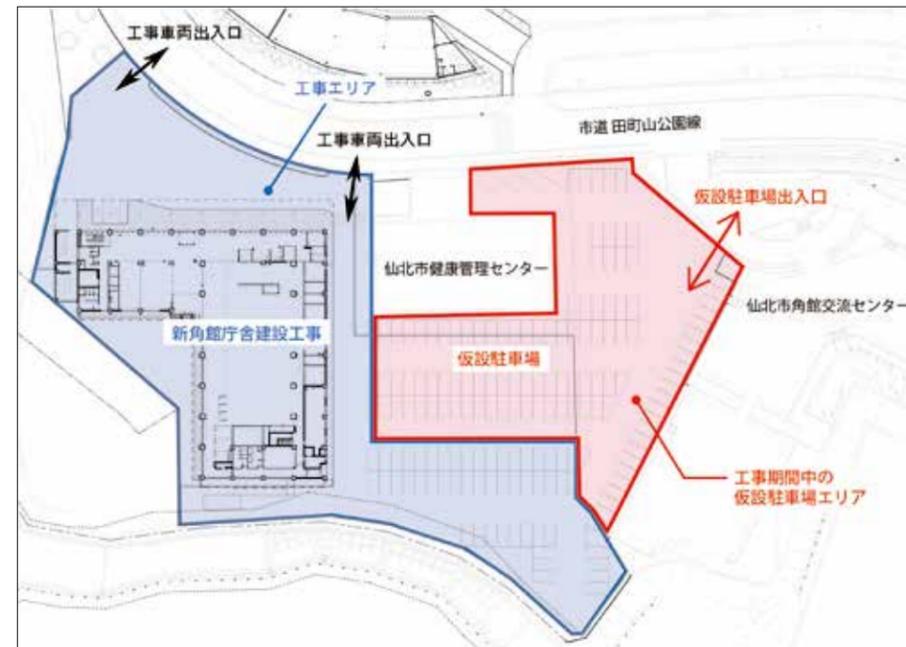
● 除外の要件  
農地転用申請は、除外の要件を満たしていることが必要となります。

● 農用地以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して適切な面積であること。

● 除外の要件  
農地転用申請は、除外の要件を満たしていることが必要となります。

● 農地転用申請期間/9月17日(火)～10月31日(木)

### 仮設駐車場位置図



## 仙 北市健康管理センター をご利用の方へ

【問合せ】保健課(健康管理センター) ☎ (55) 1112

新角館庁舎建設工事期間中に、仙北市健康管理センターをご利用される方の仮設駐車場は図中の赤線枠内となります。周辺では大型ダンプトラックなどの工事車両が頻りに通行していますので、仙北市健康管理センターへお越しの際は十分に気をつけてください。すまじ、お願いします。

● 仮設駐車場の出入口は、角館交流センターの出入口と同じになります。

● 工事予定期間/令和2年11月頃まで

市長の

まちづくり

No.157

日記

『過疎法と新たな地域価値』

仙北市長 門脇 光浩

現・過疎法が令和3年3月に失効します。そもそも過疎対策は、昭和30年代の高度成長期、地方から都市部に大規模な人口移動が起こったことで、人口が減少した自治体の救済策として法制化されました。当時の過疎は、人口減少で地域の生活水準が劣化したり、生産活動が減退するような状況を定義していました。

ところで、過疎法は10年間の時限立法として成立しています。最初の過疎法は昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、次いで昭和55年の過疎地域振興特別措置法、次いで平成2年の過疎地域活性化特別措置法、そして現在運用する平成12年の過疎地域自立促進特別措置法です。改正の度に要件を新たに見直し現在に至っています。

さて、日本は10年ほど前から人口減少国に転じました。ひと昔前、過疎は農山漁村の問題と受け止められていましたが、現在は大都市部に過疎が拡大しています。総務省が発表の人口推計値では、今年3月と昨年3月の比較で24万5千人が減少しました。秋田県の数市が消滅するポリニウムです。さらに河北新報は来

年から仙台市が人口減少することを伝え、東京都も令和7年をピークに人口減少が始まると指摘する研究者がいます。

この現状で、国は過疎問題懇談会を中心に、新・過疎法の議論を進めています。先ごろ発表の同懇談会中間報告には、「国全体が人口減少となる中、過疎地域は先進的な少数社会を目指す」と、あります。これまでの過疎地域に求めている、新たな価値、新たな目標です。

仙北市は、全域が過疎地域に指定されています。これまでも道路改良、温泉施設整備、病院建築などのハード系や、まちづくり活動、公共交通運営費負担金、医師確保対策などソフト系も合わせて過疎債をお借りし、その返済も地方交付税で国から7割程度を支援いただくなど、なくてはならない法律・制度です。令和3年以降の新・過疎法は何としても法制化したいただきたいことを強く要望しておきます。と同時に、地域が持つ価値を見逃さない、そんな視点を市民が磨くことも必要だと感じています。この夏、田沢湖刺巻集落が取り組んだ「こある村の夏休み」から、それを教わりました。

第15回 仙北市産業祭

10月26日 土・27日 日

【会場】神代市民体育館・駐車場・武道館

イベント内容

10月26日 土  
西木町くりっこ太鼓の演奏、神代小学校5年生の新米販売、神代小学校器楽部の演奏、神代こども園4・5歳児の発表、梅若まつり、藤波一座など

10月27日 日  
西明寺小学校6年生の長ネギ即売、田沢湖龍神太鼓の演奏、神代芸能保存会藤原組の踊りとお囃子、藤波一座など

展示部門

農産物展示のほか、たくさんの特設コーナーを予定しています。

※その他のイベント、出店など詳細については、10月に産業祭のチラシを折り込みします。

問合せ

仙北市産業祭実行委員会(仙北市農業振興課)  
☎(43)2206

農産物や食品加工品などを募集中！  
多数の出品をお待ちしています。

※申込用紙が必要な方は、JA各営農センター窓口にあります。  
(申込締切・10月23日(水))

10月1日から 年金生活者支援給付金制度 がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方  
以下の要件をすべて満たしている必要があります。  
▶ 65歳以上である。  
▶ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている。  
▶ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方  
以下の要件を満たしている必要があります。  
▶ 前年の所得額が約462万円以下である。

請求手続き

- 平成31年4月1日以前から年金を受給している方  
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます(請求手続きはお早めに行ってください)。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、切手を貼って返送してください。
- 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金の請求手続きとあわせて大曲年金事務所または仙北市役所市民生活課国保年金係・各地域センター・各出張所で請求手続きをしてください。

⚠ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。  
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはなりません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。  
『給付金専用ダイヤル』 ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)



かくのだてフィルムコミッション  
ロケーションだより  
Kakunodate Film Commission

かくのだてフィルムコミッション  
(仙北市観光課内) ☎43-3352  
<https://kakunodate-fc.jp/>

前回「あきたロケ支援ネットワーク」が活動を始め、研修会を行ったことを報告しました。研修会の後半では、担当者が車座となって、活動報告や今後の展望について話し合いました。連携も進み、ロケに関わる素材などの収集も始まりました。県内のロケ支援の環境も整えていけるようにこれからも頑張っていきたいと思います。

8月10日に東京都内で開催された「FC(フィルムコミッション)創成期を懐かしむパーティー」に出席しました。ジャパン・フィルムコミッションの前身である、全国フィルムコミッション連絡協議会の専務理事だった前澤哲爾さんが発起人となり、開催されたこの会には、FC創成期に担当したOBが全国から集まりました。また、日本映画監督協会理事長の崔洋一監督も出席されました。前澤さ

んからはFC活動を始めて間もない頃に、FCの必要性や運営のしかたなど、大切なことをたくさん教えていただき、大変お世話になりました。右も左もわからないFC創成期に勢力的に活動を行ってきたOBと語り合い、当時は懐かしく思い出しました。映画のロケ支援が当たり前となった近年、アニメーション映画に登場する場所を探すこともロケ支援の対象の一つと話していた人がいました。興味深く聞きましたが、今後のFC支援の中で新たな手法が生まれる可能性があります。実りのある集まりでしたし、初心に帰って新たな気持ちでFC活動に向かいたいと思います。

かくのだてFCは、これからも仙北市をアピールしていくために活動を行ってまいりますので、市民の皆さまのご協力をお願いします。

(会長 坂本洋)



車座になったFC研修会。